

熊本市入札参加資格審査申請について【 測量、建設コンサルタント等 】

熊本市長 大西 一史

熊本市が発注する建設工事等の請負の入札に参加を希望される方は本要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、本申請は、令和5年（2023年）8月16日付けで公告した天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に参加される方で、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第10条に規定する有資格業者名簿に登載されていない方に限ります。

本申請による有資格者名簿の登載は天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業の参加に関してのみ有効なものとなります。

記

1 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 測量、建設コンサルタント等を業として営んでいる者で、令和3年（2021年）10月1日から令和4年（2022年）9月30日までの間に決算を終えている者であること。
- (3) 測量等（測量業者、建築士事務所、土地家屋調査士など）の請負、若しくは受託を業とする者は、法令上必要とする登録を受けている者であること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号に該当する者でないこと。

2 申請の方法及び時期

(1) 申請の方法

ア 4に掲げる提出書類を封筒に入れ、封筒の表面に「競争入札参加資格審査申請書在中」、「事業名」、「申請者名」を明記し、熊本市工事契約課へ必ず郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）にて提出してください。それ以外の方法により送付されたもの及び持参による申請は受理いたしません。

また、提出書類を郵送する封筒のサイズは角形2号とし、「郵送提出用様式」を「宛名面」に貼付して郵送してください。

イ 1業者につき1つの封筒にて提出してください。（複数社分の提出書類を1つの封筒にまとめて提出することはできません。）

ウ 工事、測量・建設コンサルタントの両方に申請する場合でも、それぞれ別々の封筒にて提出してください。

(2) 申請の時期

受付期間

令和5年(2023年)8月16日(水)から令和5年(2023年)9月19日(火)までに必着

※ 受付期間内に申請書等が到着しなかった場合は申請書等を受理いたしません。また、不慮の事故による紛失又は遅配については一切考慮しませんので、余裕を持った申請を行ってください。

(3) 送付先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部工事契約課 資格申請受付担当 宛

3 問い合わせ先

熊本市総務局契約監理部工事契約課

電話096-328-2442

4 提出書類 ※ ○: 全員提出 △: 該当者のみ提出

提出書類 f	
(1) チェックリスト 両面印刷にて提出してください。	○
(2) 熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等)(様式第1号) 両面印刷にて提出してください。 ① 会社控えを必要とする場合は、2部提出してください。(1部は受付印を押して返却します。) また、返信用封筒(郵便番号・所在地・商号又は名称を記載のうえ、84円切手を貼付してください)を同封してください。 ② 「登録番号」については、本市に新規での登録の場合は記入不要です。 ③ 「使用印」欄には、入札、見積、契約又は工事代金の請求等の行為において、実際に使用する印鑑(代表者印)を押印してください。実印を使用する場合は、「実印を使用します」の欄に☑を付けてください。 ④ 社会保険等に未加入の場合は、早急に加入手続きを行ってください。 ⑤ 会社の代表取締役が複数人いる場合は入札・契約等の行為を行うものを記載してください。	○
(3) 委任状 入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合のみ、任意様式にて作成し提出してください。	△
(4) 測量、建設コンサルタント等資格審査申請書別表(様式第2号、様式第2-1号) ① 直前1年度分決算には令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)9月30日までの期間に含まれる決算期について記載してください。 ② 本市の測量等実績高は税抜で登録しているため、財務諸表が税込計上の場合は、税込額、消費税額、税抜額を全て記載してください。財務諸表が税抜計上の場合は、税抜額のみ記載で差し支えありません。また、税込又は税抜計上か確認できる財務諸表の注記表を添付してください。	○

③ 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務について、国土交通省へ測量法第55条の8の規定に基づく書類、建設コンサルタント現況報告書及び補償コンサルタント現況報告書（以下、「現況報告書等」という。）を提出している場合は、現況報告書等に記載した実績高（財務諸表の損益計算書中の売上高（完成業務収入））を記入してください。ただし、現況報告書等の実績高表示が千円単位で、財務諸表の実績高表示が円単位等現況報告書と財務諸表の実績高が異なり、財務諸表に記載された実績高を千円単位に四捨五入することで現況報告書の額を上回る場合は、財務諸表の実績高を千円単位に四捨五入した額で計上して差支えありません。この場合、金額確認のため現況報告書と財務諸表両方を提出してください。

なお、2箇年の年間平均実績高の算出は、千円未満を切り捨てとします。

④ 新規事業者及び年間売上高が1,000万円以下の事業者等消費税の免税業者については、「課税免税事業者区分」で「免税」を選択し、実績高をその額を記載してください。

なお、消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書等免税業者であることが確認できる書類を添付してください。

⑤ 直前2箇年間で、決算期の変更があった場合は、様式第2-1号を提出してください。

また、様式第2-1号を提出した者は、測量等実績高に記入した決算の全ての分の財務諸表を提出してください。

⑥ 建築関係コンサルタント業務のうち、冷暖房、衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算又は調査のみ業種を希望する場合、設備設計業務で登録します。この場合「建築関係コンサルタント業務（設備設計）」で計上してください。

⑦ 測量及び土木関係建設コンサルタント業務に登録を希望する場合で、「測量法第55条の8による書類」及び「建設コンサルタント登録規程第7条による現況報告書」の決算額の関係上、測量と土木関係建設コンサルタント業務の実績を分けて計上することが困難な場合は、一括して「土木関係建設コンサルタント業務」の欄に記載してください。

※ 本市での審査にあたり上記算定方法で実績高が計上されていない場合、本市において補正計上いたしますので、あらかじめご了承ください。

(5) 資本関係・人的関係調書（様式第3号）

① 役職名は「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「理事」、「管財人」又は「その他」のいずれかを記入してください。なお、「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しません。

② 「1 他の熊本市工事等競争入札参加資格有資格者間における資本関係・人的関係の有無」で「なし」に○を記入した場合は、2～3の欄には記入する必要はありません。

③ 記入欄が不足する場合には適宜記入欄を追加してください。

④ 本市に有資格者として登録されていない会社については、記入不要です。

○

(6) 水道料金滞納有無調査承諾書（様式第4号）

① 熊本市内に本店又は営業所等がある場合のみ提出してください。

② 熊本市に所在する本店又は営業所等に関して、上・下水道の使用者名義が本店又は営業所等以外の場合、「水栓番号CD・世代」、「使用住所」及び「使用者名義」は空白で提出してください。

△

<p>また、世代コードが不明の場合は空白で提出してください。</p>	
<p>(7) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）</p> <p>① 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市が締結する契約等からの暴力団等排除に関する合意書（以下「合意書」といいます。）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。</p> <p>また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の実施機関と定められています。</p> <p>② この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。</p> <p>ア 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）</p> <p>イ 合名会社又は合同会社については、社員</p> <p>ウ 合資会社については、無限責任社員</p> <p>エ 一般社団法人又は一般財団法人については、理事（代表理事を含む。）。一般財団法人については、これに加えて評議員（※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」にあつては、理事。特例財団法人が整備法第91条の規定により評議員を置いた場合は、これに加えて評議員）</p> <p>オ アからエまでに掲げる法人以外の法人については、アからエまでに掲げる役職に相当する地位にある者</p> <p>カ 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者</p> <p>キ 個人については、その者</p> <p>ク 次に該当する場合は、アからキに掲げる者のほか、次の者</p> <p>（ア） 支配人をおく場合は、支配人</p> <p>（イ） 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者</p> <p>ケ 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、アからクまでに掲げる者のほか、管財人</p> <p>③ この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。</p>	○
<p>(8) 登記事項証明書（登記簿謄本）（法人）又は住民票抄本（個人）</p> <p>写し可。（証明年月日が申請書提出前3箇月以内のものに限る。）</p>	○
<p>(9) 印鑑証明書</p> <p>原本を提出してください。（証明年月日が申請書提出前3箇月以内のものに限る。）</p>	○
<p>(10) 登録証明書の写し</p> <p>「熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）（様式第1号）」中の「2 登録を受けている事業」で登録している事業があれば、その登録を証する書面の写しを提出してください。</p>	○
<p>(11) 現況報告書等の写し（過去2箇年度分）</p>	△

<p>建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程に基づき登録を受けている者は、国土交通大臣に提出した各登録規程第7条による現況報告書の写しを提出してください。(提出したものを全て提出してください)。</p>	
<p>(12) 測量法第55条の8による書類の写し(過去2箇年度分)</p> <p>測量法第55条の規定に基づき測量業者の登録を受けている者は国土交通大臣に提出した測量法第55条の8による書類の写しを提出してください。(提出したものを全て提出してください)。</p>	△
<p>(13) 財務諸表(過去2箇年度分)</p> <p>① 法人は貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人は貸借対照表、損益計算書を提出してください。ただし、上記「現況報告書等の写し」又は「測量法第55条の8による書類の写し」を提出した者については省略可です。</p> <p>② 様式第2-1号を提出した者は、様式2-1号に測量等実績高に記入した決算の全ての分を提出してください。</p> <p>③ <u>消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法(税込方式又は税抜方式)がわかる注記表等を必ず添付してください。</u></p>	△
<p>(14) 納税証明書</p> <p>消費税及び地方消費税についての納税証明書(その3、その3の2又はその3の3)で、証明年月日が申請書提出前3箇月以内のものを提出してください。写しで可です。</p>	○
<p>(15) 熊本市の法人市民税納税証明書</p> <p>① 熊本市内に本店又は営業所等のある者のみ提出してください。写し可。</p> <p>② 過去2年分を提出してください。(直近のものに限り、「市税に滞納がないことの証明」では不可です。)</p> <p>③ 過去2年以内に営業所を設立し、提出できない年度分がある場合は、法人設置申告書(受付印があるもの)の写しを提出してください。</p>	△
<p>(16) 測量等実績調書</p> <p>任意様式にて作成し提出してください。</p>	○
<p>(17) 技術者名簿</p> <p>任意様式にて作成し提出してください。</p>	○

## 5 注意事項

- (1) 提出書類については全てA4判とし、各種証明書がA4判より小さいときは必ずA4判の台紙に貼付し、番号順に並べ、フラットファイルには綴らずに、A4クリアファイルに入れて提出してください。
- (2) 証明書類は、証明(発行)年月日が申請書提出前3箇月以内のものとし、ただし、印鑑証明書を除き、複写機による写しでも差支えありません(白黒可、等倍に限る、縮小・拡大したものは不可)。
- (3) 申請要領、チェックリスト及び記載例を必ず確認のうえ不足書類、記入誤り等がないようお願いいたします。
- (4) 各種申請書類の日付は申請日を必ず記載してください(空欄不可)。
- (5) 「申請年月日」、「登録番号」、「住所又は所在地」、「商号又は名称」及び「代表者職氏名」については、「熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等)(様式第1号)」に入力した

内容が他の様式に反映されますので、様式第1号以外の記載は不要です。

(6) プルダウンで選択する箇所については、該当する事項を選択してください。

## 6 記載事項の変更

申請書提出後、記載事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。